

令和2年5月22日

御家族の方へ

京都市子ども若者はぐくみ局  
子ども若者未来部育成推進課

### 学童クラブ事業における6月1日以降の取扱いについて（お知らせ）

日頃は、本市の子育て施策に格別の御協力、御理解を賜り厚く御礼申し上げます。さて、6月1日（月）から市立小学校が再開されることを受け、下記のとおり学童クラブ事業を取り扱いますのでお知らせいたします。

各施設において感染予防のための対応を行ってまいりますが、御家庭におかれましても、引き続き、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いするとともに、利用者や御家族に発熱の症状等が見られる場合は、速やかに、施設へ御連絡をいただきますようお願いいたします。

また、今後も社会情勢を踏まえ、平常時と異なる取扱いを行う可能性があります。その際には、改めてお知らせいたしますので、御理解・御協力のほどよろしく願いいたします。

記

#### 1 学童クラブ事業の実施時間

##### (1) 市立小学校に通う児童について

###### ア 6月1日（月）

小学校終了時から午後6時30分まで

※ 小学校では時差登校が実施されます。登校までの時間で家庭内保育が困難な場合には施設へ御相談ください。

###### イ 6月2日（火）～5日（金）及び6月8日（月）～11日（木）

小学校において「隔日登校」が実施されます。

【登校する児童について】

小学校終了時から午後6時30分まで

【登校しない児童について】

午前8時から午後6時30分まで

###### ウ 6月12日（金）

放課後<sup>\*</sup>から午後6時30分まで

※全学年、全児童が登校の対象となります（終日授業）。

##### (2) 市立小学校以外の小学校に通う児童について

午前8時から午後6時30分まで

※ 通われる小学校のスケジュールを確認のうえ、別途、児童館・学童保育所等へ御相談ください。また、通われる小学校が再開された場合には、放課後からの受入れとなりますので御留意ください。

なお、土曜日は通常どおりの運営を行います。日曜日・祝日については、これまでと同様、学童クラブ事業は実施しませんので、御注意ください。

午前中（小学校が午前中に終わる場合を含む）から学童クラブを利用される場合は、お弁当を御持参ください。

## 2 6月の休会届について

6月中に一度も御利用される予定がなく、休会を希望される方は、6月5日(金)までに施設へ御提出ください。

## 3 利用料金について

### (1) 6月分の利用料金について

6月5日(金)までに休会届を提出されなかった方については、6月分の利用料金が発生しますので御承知おきください。

### (2) 4, 5月分の利用料金について

6月分の利用料金をお支払いいただく際に、合わせてお支払いいただくこととしておりましたが、社会情勢を踏まえ、再度、お支払いいただくことを延期いたします。お支払の時期は改めてお示しいたします。

### (3) その他

新型コロナウイルス感染症の対策で多くの御家庭に家庭内保育に御協力いただいていることを踏まえ、利用者負担の在り方を検討しております。今後、運用や取扱いに変更が生じる場合には、速やかにお知らせいたします。

## 4 御家族の方にお願ひしたいこと

### (1) 自宅での保育について

これまで、本市では、保育園等や学童クラブ事業については、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要なサービスであると判断し、施設における感染防止対策を徹底するとともに、自宅での保育が可能な方は利用を控えていただくよう依頼するなど、子どもたちの感染リスクを可能な限り下げの中で、運営を継続してまいりました。

今回、京都府に対する緊急事態宣言は解除されましたが、今後、第2波、第3波も想定されることから、段階的に受入基準を緩和し、6月1日からの受入対象者を「自宅での保育が困難な方」といたします。

また、「自宅での保育が困難」な場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状(発熱、咳、鼻水、下痢など)等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

利用を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓口(別紙1参照)で受け付けていますので、是非、御利用ください。

### (2) 感染症対策の徹底

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

○ 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

○ 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。

○ 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、

(3) 利用前の健康観察の実施等

- ・ 利用前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子さまや御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等）は当施設に連絡のうえ、利用を控えてください。
- ・ 別紙2の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当施設まで一報をお願いします。
- ・ また、医療機関を受診した結果についても、当施設まで一報をお願いします。

(4) その他

- ・ 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

**5 今後の新型コロナウイルスの拡大を踏まえた対応について（6月15日以降）**

保育園等や学童クラブ事業は、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要な施設であることを踏まえ、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準（別紙3参照：状況等について京都市情報館等において表示）を目安に、以下の3段階で対応することとします。

なお、受入基準を変更する際には、その都度、一定の周知・準備期間を置いたうえで、連絡をします。

**(1) 行動自粛再要請段階（フェーズ赤）**

重点的な感染防止対策を実施することから、以下の受入基準により対応します。

<重点的な感染防止対策時の受入基準（令和2年4月14日付け周知文から一部引用）>

(2) 受入基準

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

- ① 就労のため、職場への出勤が必要な場合
- ② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

(3) 自宅での保育の依頼

在宅勤務等、上記①②に該当しない世帯は、家庭で保育いただくようお願いします。

なお、上記①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

**(2) 注意喚起段階（フェーズ黄）**

感染防止対策への一定の注意が必要なことから、上記「4(1)」のとおり、「家庭保育の協力依頼」を実施します。

**(3) 社会経済と感染防止の両立段階（フェーズ青）**

通常どおり対応します。